

現場で困ったことがあれば神奈川土建に相談を
**請負代金負担や無理な工期・
工事中断などで困ってませんか**

国土交通省は新型コロナウイルス感染症にかかわる工事等の対応について通達を出しています

4月17日付「新型コロナウイルス感染症に係る工事等の対応について」

(1) 新型コロナウイルスの影響により工事ができなくなる場合は、約款における「不可抗力」にあたり、この場合は、受注者は発注者に工期の延長が請求でき、元請は必要があれば工事を中止し、工期延長に関しては元下間で協議することとし、いずれもその費用負担は発注者と受注者が協議をして決める

(2) 感染予防について、手洗いうがいに加え、建設現場での3密回避徹底に留意

3月11日付「新型コロナウイルス感染症対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」

(1) 発注者から直接工事を請負った元請負人は、すべての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不足の損害を与えることのないよう十分配慮すること

(2) 書面による見積依頼及び見積書の提出を徹底するとともに、各々の立場に基づき、適正な手順により、書面による契約を徹底することなど、発注者に対して下請負者への配慮を求める

神奈川土建では元請ゼネコンに対し、新型コロナウイルス感染予防対策について現場改善要請を行っています。
また、大手ゼネコンの一部では現場閉所に伴う休業補償を公表しています。大手企業全てに広がるよう全建総連を通じて交渉していきます。

**建設業で
働くあなたを
応援します！**

神奈川土建一般労働組合

厚木支部

☎046-242-3992

土建 厚木 🔍 検索

Facebookはこちら➡



現場の相談、その他融資の案内や国の制度も相談できます まずは電話を！！